

平成30年度 第1回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会  
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
平成30年度第1回評議員会議事録

1. 日 時 平成30年6月22日(金) 午後2時～午後3時20分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室1・2

3. 出席者

評議員総数 7名

評議員出席者 7名

評 議 員 樋 口 麻 人 評 議 員 武 本 夕 香 子

評 議 員 迫 田 博 幸 評 議 員 原 田 賀 代 子

評 議 員 常 岡 豊 評 議 員 小 山 達 也

評 議 員 阪 上 繁 昭

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細 川 健 二 監 事 西 尾 幸 道

開会にあたり、評議員会運営規則第13条第2項の規定により、評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより小山評議員が議長となり、評議員会運営規則第16条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 西尾 幸道

4. 議 案 報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」
- 議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業並びに社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」
- 報告第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」
- 議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

5. 議 長 小 山 達 也

6. 議事録作成者 賤 間 法 生

## 7. 議 事

### (1) 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですのでたゞいまより平成30年度第1回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会を開催いたします。

開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

### (2) 理事長挨拶

○理事長 本日はご多忙の中、平成30年度第1回の伊丹市社会福祉事業団評議員会に、あわせて両監事の方にもご出席を賜り、ありがとうございます。

月曜日に地震がございまして、事業団の事業所におきましては一部の事業所でエレベーターが停止したということがございましたが、当日、もしくは翌日の午前中には復旧いたしまして、通常通りの営業を行っておりますことをご報告させていただきます。

本日は、議題にもございますように平成29年度決算に関することとあわせて、役員等の報酬に関する規則の一部改正の、議案が2件と報告の2件を予定しております。

まず、平成29年度の決算の内容につきましては、当期資金収支差額合計は約3,600万円となり、前年度比約1,900万円の増となっている一方で、介護保険収入の2年連続の減収、さらには平成29年10月からの契約社員の正規職員化等の結果、人件費が介護保険収入等のサービス活動収益の72%を占めることとなり、大変厳しい状況となっております。特に人件費比率につきましては固定経費でありますし、今後とも予断を許さない状況が続くものと受け止めており、適切な対応が必要であると認識しております。

従いまして、新たに設置した法人経営本部及び法人事業本部体制のもと、効率的かつ効果的な業務執行体制を構築し、正規職員化した人材の活用を図りながら、新しい人事・給与制度のもとでの新たな人材の確保と合わせまして、積極的な事業展開及び事業拡大を進める中で、一層の収支改善に努めてまいりたいと考えております。本日の評議員会で理事の任期の折り返し地点を迎えるわけでございます。経営責任という観点から理事長をはじめ理事に課せられた職責は非常に大きいものだと思っております。今後、中長期経営計画に則り、積極的な事業展開を実行していきたいと考えており、評議員の皆様のご支援を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この後、議案・報告の詳細につきまして、法人事務局長をはじめ、事務局職員よりご説明いたしますので、ご審議頂きますようお願いをいたしまして、簡単ではご

ございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

### (3) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただくにあたりまして、議長の選出を行いたいと思います。

評議員会運営規則第13条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、小山評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、小山評議員に議長をお願いしたいと思います。

### (4) 出席状況

○議長 議長をさせていただきます小山でございます。よろしくお願いいたします。

それではお手元の次第に基づき評議員会を進めさせていただきます。まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。本日の出席評議員は、7名でございますので、評議員会運営規則第16条第1項に定める評議員7名が全員出席され過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

### (5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

○議長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。

武本評議員さん・迫田評議員さんをお願いします。

## (6) 議事

○議 長           それではこれより議事に入らせていただきます。  
                  本日の議事は、報告が2件と議案が2件でございます。

それではまず、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」と議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」と報告第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は関連がございますので、一括審議といたします。報告第1号、議案第1号につきましては事務局にご説明いただいて、報告第2号の監査報告につきましては本日ご出席いただいている、西尾監事よりご説明いただきます。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局           報告第1号「平成29年度社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団事業報告」について「平成29年度決算報告」をもとにご説明申し上げます。

まず、決算報告1ページが、平成29年度決算の総括でございます。

平成29年度は、同年4月1日に全面施行された改正社会福祉法等の趣旨に沿って改定した定款に基づき、評議員会を議決機関、理事会を執行機関、運営協議会を諮問機関として位置づけ、事業運営の公益性や透明性を担保していく経営体制を開始しました。

また、中長期経営計画の基本計画に基づき設置しました経営本部、事業本部により、新たな人事給与制度や組織体制の構築、事業の推進に取り組みました。

経営本部では、新たな人事給与制度や組織体制の構築に向けた諸規則の整備に取り組みながら、人材の育成・確保と組織の機能強化・活性化を目的として、平成29年10月には契約社員の正規職員化、平成30年1月には新たに整備した諸規則に基づき、全職員の新たな人事給与制度への移行を実施し、職員一人ひとりのやりがいと自己実現を目指す人事給与制度をスタートさせました。

法人事務局では、新たに整備した諸規則に基づき、国の介護職員に対する処遇改善加算の活用による職員の処遇改善や新規採用を進めるとともに、介護人材マッチング機能強化事業を伊丹市から受託実施し、広く伊丹市の介護等事業における人材の確保に取り組みました。

事業本部においては、介護保険事業や障害福祉サービス事業における制度改正に向けて事業の課題分析を行いながら、今後の制度の方向性を見据えた事業の実施に取り組みました。

各事業においては、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事

業の中で、一般介護予防事業「遊友クラブ」の新規実施などによる積極的な介護予防に取り組んだほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所では、諸機関との連携のもと、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進に取り組み、訪問介護事業所では、基準緩和訪問型サービスを開始すると共に、従事者の実践力の強化に取り組みました。

また、訪問看護事業所では、ICTの導入・活用による情報の共有や業務の効率化、伊丹東有岡ワークハウスでは「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の本格的な運営開始による受注の拡大、老人ホームやケアハイツいたみでは、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践を進めるなど、サービスの質の向上や、利用者の安心・安全に向けた環境整備や取組みを進めました。

このほか、社会福祉法人の地域における貢献活動として、事業団に所属する多様な専門職の知識を活かし、地域の方々に向けた介護技術や介護予防の講座などの実施や、高等学校等に向けた福祉の仕事の紹介や授業への職員の派遣など、地域での啓発活動や福祉人材の育成に向けた取組みを積極的に行いました。

これらの取組みの結果、平成29年度決算は収入総額が1,959,129千円、支出総額が1,923,013千円、資金収支差額が36,116千円となりました。

今後も、介護保険制度、障害福祉制度の改正や介護人材の確保、老朽化する建物設備等の維持管理等々、伊丹市社会福祉事業団を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予測されますが、引き続き、社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公的責任を果たし、中長期経営計画を着実に実行するなかで経営基盤の安定化に取り組み、地域に必要とされる質の高いサービスを提供することにより、地域社会に貢献してまいります。

次に、2～4ページをご覧ください。

理事会・評議員会等の開催状況についてですが、理事会を10回、評議員会を4回、それぞれ開催いたしました。内容についてはここにお示ししておりますとおりです。また、運営協議会は、当事業団の予算・決算の状況や地域貢献等に関する意見を聴取する諮問機関として独自に設置したものであり、平成29年度は1回開催いたしました。

次に、5ページの施設一覧でございますが、前年度と変わりはありません。

次に、6ページの施設別職員一覧でございます。

職員構成につきましては、平成30年3月31日現在の人数を組織の順に従いまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順に記載しております。この表の最下段には合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、事業団職員165名、契約社員は月額契約社員27名、日額等社員が207名、計401名でございます。

私からは以上でございます。事業報告以降につきましては、担当より御説明申し上げます。

それでは、7ページからの事業報告をさせていただきます。

まず、(1)の法人経営本部でございます。

法人経営本部では、新たな人事給与制度や組織体制の構築に向けた諸規則の整備に取り組み、平成29年6月に新たな諸規則を制定、平成29年10月には契約社員45名の正規職員化、平成30年1月の施行に伴い、新たな諸規則に基づく人事給与制度への完全移行を実施し、職員一人ひとりのやりがいと自己実現を目指す人事給与制度をスタートさせました。

次に(2)の法人事業本部でございます。

法人事業本部では、今後の介護保険制度や障害福祉サービスの方向性を見据え、各事業の課題分析等を行い、実施計画を更新しながら、今後の制度の方向性に沿った事業運営を図りました。

次に(3)法人事務局(総務課)でございます。

法人事務局(総務課)では、新たに位置づけた議決機関としての評議員会、執行機関としての理事会、諮問機関としての運営協議会の運営を行いますとともに、新たな諸規則の整備、人事給与制度の構築、処遇改善加算を活用した契約社員の正規職員化や職員の処遇改善や介護人材マッチング機能強化事業など介護人材の確保に取り組みましたほか、教育機関への講師派遣、介護職員初任者研修・基準緩和型サービス従事者研修の開催など、地域の人材の育成にも取り組みました。

各取組みの等の実績につきましては、7ページから10ページに記載のとおりでございます。

次に、10ページに移らせていただきまして、下段、(4)地域包括支援センターでございます。

当事業団が伊丹市より受託運営しております「伊丹・摂陽地域包括支援センター」「笹原・鈴原地域包括支援センター」「天神川・荻野地域包括支援センター」「稲野・鴻池地域包括支援センター」では地域福祉ネット会議への参加や、地域向け講座等の開催などの啓発活動等に取り組むとともに、権利擁護をはじめとする地域の課題やニーズ等について、関係機関への働きかけや協働のもと、地域包括ケアシステムの中軸となる地域の総合相談窓口としての役割を果たしました。

事業の実績等につきましては、11ページから17ページに記載のとおりでございます。

次に、18ページに移らせていただきまして、(5)居宅介護支援事業所でございます。

「伊丹市中央居宅介護支援事業所」「伊丹市南野居宅介護支援事業所」「伊丹市荒牧居宅介護支援事業所」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」では、全ての居宅介護支援事業所が主任介護支援専門員を配置する特定事業所として、適正なケアマネジメントの徹底を図るとともに、自主研修や地域包括支援センターとの事例検討会を定期的に行うなど、ケアマネジメントの質の向上に取り組みました。

事業の実績等につきましては、18ページに記載のとおりでございます。

次に、19ページに移らせていただきまして、(6)デイサービスセンターでご

ございます。

「伊丹中央デイサービスセンター」「伊丹南野デイサービスセンター」「伊丹荒牧デイサービスセンター」「桃寿園デイサービスセンター」では、多様化する利用者のニーズに対応するため、少人数によるレクリエーションや趣味活動のメニューの拡充を進めるとともに、機能訓練や介護予防機能の充実、強化に取り組みましたほか、地域交流として11月には中央デイサービスで「デイ☆フェスタ in 中央」、12月には荒牧デイサービスで「荒牧デイまつり」、3月には南野デイサービスにて「デイ☆フェスタ in 南野」を開催したほか、トライやる・ウィークなどの実習の受入、市内中学校での講演、地域の方々を対象にした講座の開催など、地域へ向けた活動に積極的に取り組みました。

事業の実績等につきましては、19ページから23ページに記載のとおりでございます。

次に、24ページに移らせていただきまして、(7) 訪問介護事業所でございます。訪問介護事業所では、訪問介護員を対象にした「現任研修」を定期的で開催し、サービスの質の向上に取り組みながら、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業への積極的な対応として、基準緩和訪問型サービスを開始するとともに、サービスに従事する基準緩和訪問型サービス従事者研修修了者については事業所独自の研修の実施や同行指導等による実践力の強化を図り、円滑な事業の実施に努めました。

事業の実績等につきましては、24ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、29ページに移らせていただきまして、(8) 訪問看護ステーションでございます。

「伊丹市訪問看護ステーション」「伊丹市訪問看護ステーション療養通所介護事業所」「伊丹市訪問入浴介護事業所」では、各事業の連携や、家族、在宅医、多職種との連携を密に取りながら、利用者が安心して療養生活が継続できるサービスの提供に取り組みました。また、重度の在宅療養者や医療依存度の高い療養者への緊急訪問等に迅速に対応できる体制づくりや、タブレットの活用によるタイムリーな情報共有に取り組みました。

事業の実績等につきましては、30ページから31ページに記載のとおりでございます。

次に、31ページに移らせていただきまして、(9) 東有岡ワークハウスでございます。「伊丹東有岡ワークハウス」では、事業団内事業所との連携による総合的な支援体制の構築を進めるとともに、関係機関と連携した就職支援や職場定着支援に取り組みました。このほか、「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の事務局として、伊丹市内の企業・自治会などの関係機関などへの積極的な広報活動や、地域の障がい者の就労支援事業所の作業受注を共同で行うなど、就労支援体制の充実に取り組みました。サポートテラス昆陽東では、「指定特定相談支援事業」を中心に、相談から就労までの総合的なサービス提供に取り組みました。



事業の実績等につきましては、31ページから34ページに記載のとおりでございます。

次に、35ページに移らせていただきまして、(10)老人ホームでございます。

老人ホームでは「養護老人ホーム松風園」「特別養護老人ホーム桃寿園」「ショートステイ事業所」「稲野・鴻池地域包括支援センター」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」「桃寿園デイサービスセンター」を運営する複合施設として、地域包括ケアの実践に取り組みました。桃寿園では、栄養マネジメントによる質の高い食事サービスの提供に努めたほか、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践や離床センサー対応型見守り支援システムの導入など、入所者の安全の確保に向けた環境の整備を行いました。このほか、地域の方々にご協力をいただきながらの第14回桃寿園フェスティバルの開催などにより地域との交流を図るほか、地域の方々や利用者家族を対象とした介護技術講習会や認知症サポーター養成講座の開催など、地域も含めた、幅広い福祉人材の育成に取り組みました。

事業の実績等につきましては、35ページから39ページに記載のとおりでございます。

次に、39ページに移らせていただきまして、下段(11)ケアハイツいたみでございます。ケアハイツいたみでは、介護、看護、リハビリ専門職、管理栄養士、支援相談員、施設介護支援専門員等、多職種が連携体制を取り、在宅復帰支援に努めました。平成29年度は、在宅生活の維持継続に向けた1ヶ月間限定での集中的リハビリ「短期リハビリ合宿」など在宅復帰支援施設としての機能強化に取り組んだほか、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践に取り組みました。このほか地域の方々のご協力をいただきながら、「第8回あっけらカーニバル」「第8回あっけら寒ニバル」を実施し、地域との交流を図りました。

事業の実績等につきましては、40ページから42ページに記載のとおりでございます。

最後に、43ページに移らせていただきまして、小規模多機能居宅介護さくらでございます。

小規模多機能居宅介護さくらでは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携により、在宅からの受け入れや医療依存度の高い利用者様の受け入れも積極的に行い、通い・泊り・訪問のサービスを柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所の特徴を最大限活かし、在宅生活の継続を支援しました。また、より適切な認知症ケアが実践できるよう職員全体の認知症ケアの質の向上に努めました。

事業の実績等につきましては、43ページに記載のとおりでございます

以上で、平成29年度の各事業の報告とさせていただきます。

それでは、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」ご説明をさせていただきます。

平成29年度決算につきましては、議案書と共に送付させていただきました、カラー印刷の評議員会用資料「平成29年度伊丹市社会福祉事業団 決算の概要について」をもとに、当事業団の財政状況を併せてご説明させていただきます。参考にA3サイズの資料で右肩に議案第1号別紙としております「平成29年度決算説明資料」を適宜ご参照ください。

それでは、それぞれの資料の1ページをお開きください。決算の概要をご説明する上で、おおきく4つのポイントに分けてご説明いたします。

まず、ポイントの1つ目、当期資金収支差額、すなわち収入総額から支出総額を差し引いた額は、約36,116千円となりました。平成29年度に、従来、固定資産計上しておりました福祉基金積立資産について、流動資産である現金預金化するという当該年度に限った会計上の処理がありましたので、当該取崩収入の30,000千円弱を除いた、実質的な収支額は6,117千円となっておりますが、安定して黒字で推移しております。

真ん中の左に、①として、当期資金収支差額の推移を折れ線グラフで、当期末支払資金残高の推移を棒グラフで示しており、資金収支差額が落ち込んだ時期もございましたが、黒字で推移している結果、当期末支払資金残高は初めて5億円を超えました。

次に、ポイントの2つ目、収入の根幹をなす介護保険事業収入は、2年連続の減少となったものの、過去5ヵ年平均並みの約1,523,553千円となりました。真ん中の右に、②として、介護保険事業収入の推移を棒グラフで示しており、ご覧のとおり2年連続の減収となったものの、15億円台は維持でき、過去5ヵ年平均、1,531百万円並みの収入となりました。

次に、ポイントの3つ目、支出で最も大きな割合を占める人件費ですが、ご案内のとおり、昨年10月に契約社員を正規職員化したこと等によりまして、年度によって増減の大きい退職給付を除いても、過去最高額となる約1,321,474千円となりました。

それらの結果として、ポイントの4つ目、介護保険事業収入をはじめとするサービス活動収益に対する人件費の占める割合を示す、人件費比率は72.0%、退職給付を除いても70.01%と、初めて70%を超えました。下段に④として、人件費比率の推移を参考に示しておりますが、ご覧のとおり増加傾向にございます。

( )内の数値は、当事業団と同様に福祉医療機構から借り入れを行っている社会福祉法人の平均の数値を表記しておりますが、それと比べても高い傾向にございます。

最後に、これら決算から見える当事業団の財政状況を踏まえまして、今後の方向性を矢印の部分に記載しております。当期資金収支差額は安定して黒字で推移しておりますが、介護保険事業収入の減収並びに人件費の増加によりまして、人件費比率が高まっております。ただし、人件費の増加につきましては、人材の安定的な確保と同一労働・同一賃金の観点から行いました、契約社員の正規職員化による影響でございます。今後は事業所ごとに法令上の人員基準をベースに算出する要員定数

を策定・運用することで、人件費の適正化を図ってまいります。

また、既存の事業所の介護保険事業や障害福祉サービス収入の増収を図りながら、地域共生社会を推進する観点から、特に障害福祉サービス等の新規事業の立ち上げを検討することで、経営基盤の安定化に努めながら、これからも地域社会に貢献し、地域で必要とされる社会福祉法人であり続けるために事業を推進してまいります。

以下、2ページ目以降につきましては、収入、支出それぞれの現計予算との比較及び拠点ごとの前年比をお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、A3サイズの資料で、先ほど申しあげました収入・支出それぞれについての前年度比を、いくつかピックアップして申しあげます。

まず、1ページをご覧ください。介護保険事業収入でございますが、社会福祉事業と公益事業の合計は、左上に記載のとおり、1,523,552,774円となり、前年度比で19,893,345円の減少となりました。これは主に、訪問介護事業所における利用回数が37,698回から30,671回に減少したことや、荒牧デイサービスにおける延べ利用者数が9,908人から8,881人に、1日当たり3.2人減少したことによるもの等でございます。

次に、支出欄の一番上、人件費支出でございますが、1,359,638,605円となり、前年度比で62,022,891円の増加となりました。これは主に、退職給付が前年度で約35,201千円増加したことと、契約社員の正規職員化によるものがございます。

また、前年度比で大きく増加しているものを申し上げますと、その他の活動による収支のうち、収入の一つ目、積立資産取崩収入でございますが、68,163,763円となり、前年度比で65,199,506円の増加となりました。これは冒頭に申しあげました、福祉基金積立資産取崩収入の29,998,947円と、ベテラン職員2名を含む合計7名の退職給付に見合う退職給付引当資産取崩収入が38,164,816円あったことによるものがございます。

これらによりまして、当期資金収支差額が36,115,872円となり、その結果、当期末支払資金残高が513,197,113円と、はじめて5億円を超えたところでございます。

以上が、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」の説明でございます。

○議長　引き続き、報告第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」をお願いいたします。

○西尾監事　平成30年5月25日、私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等、事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類、計算書類及びその附属明細書、及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### ① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

法人の財産、収支及び純資産の増減の状況について適正に示しているものと認めます。

以上でございます。

○議長 それぞれ説明と報告が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○武本評議員 質問が3点ほどございます。決算報告の11ページの総合相談業務について、すごい数ですがどんな相談があるのでしょうか。種々雑多あるとは思いますが、分かる範囲で教えていただきたい。次に30ページ目の一番上の部分で、重度の在宅療養者や、医療依存度の高い療養者への緊急訪問時に迅速に対応できる体制づくりとありますが、どのような体制なのか教えていただきたい。最後にこの間、震災がありました。各事業所で事業形態が違うと思いますので全部をお答えいただかなくても結構ですが、災害対策や災害対応等、例えば避難誘導経路や方法など対応や対策を教えていただきたい。

○事務局 まず1つ目と2つ目の事業内容につきましては事業統括が来ておりますのでこちらからご説明させていただきます。

地域包括支援センターを担当させていただいている古谷です。決算報告の11ページの総合相談業務の件数でございますが、それぞれの4包括支援センターでは年間で1500件～2500件の相談を受けております。11ページに記載させていただいているものにつきましては相談方法等の区分で分けさせていただいていま

す。12ページをご覧くださいますと主な相談内容について区分させていただいている表がございます。この表については主たる相談内容について集計させていただいておりますので、11ページの数字とは若干違ってはおりますが、相談の内容につきましてはここに大きく3つ、サービス関連、介護・生活相談関連、権利擁護関連に分かれております。それぞれ3つの区分につきまして、サービス関連区分におきまして多いのは、やはり介護保険サービス・総合事業サービス等で、ここ数年法律が変わったりということもございまして、ご不明な点がある方がご相談されるケースが多く見られます。介護・生活相談等につきましては、幅広く福祉施設などの入所に関することや入院治療に関する、認知症に関する等々の相談を受けさせていただいております。権利擁護につきましては虐待及びその疑いがあるものということの第一窓口の役割を果たさせていただいております。

訪問看護ステーションを担当させていただいている村田です。迅速な対応への体制づくりということですが、基本的には平日の日中でありましたら、事務所の方に職員がおりますので緊急の連絡を受けると、その中で調整して対応を行っております。平日の夜間や土日祝日、年末年始等につきましては携帯電話を2台稼働させておきまして、携帯電話の方にお電話をいただく形で2名の職員が緊急時の対応ができるような体制をとっております。仮に2名とも職員が動いている場合にさらに緊急対応の連絡が入った場合は、管理者に連絡が入り、管理者が職員を調整しまして対応させていただくという形で対応しております。お電話をいただいて30分以内には利用者宅に到着できるということを基本にさせていただいております。

○武本評議員 その携帯電話の周知はしているのでしょうか。

○事務局 このことはあくまで24時間対応体制の契約に基づいて行っておりまして、契約をさせていただいたご利用者に限りましては、緊急の携帯電話の番号を大きな字で書かせていただいた用紙を、家の中の電話機の所に掲示していただけるように配布しております。また関係の居宅などの事業者さんでありましたら必要に応じて電話番号をお教えして連絡が取れるような体制にしております。

3点目の災害等のマニュアル等についてですが、今現在は各施設でそれぞれ緊急時の避難対応等のマニュアルを一定整備して今まではやっております。法人レベルでは当法人は社会福祉事業団ということで、全国社会福祉事業団の協議会がありまして、その中の近畿ブロックの事業団間で災害時の相互支援の協定を結んでおります。特に想定しているのは今回のような大規模な災害が起きた時に、それぞれ相互の連絡とシステムの中で、人的支援であるとかそういったことをサポートするような体制を作ろうといったことを法人レベルではやっております。ただ今回を含めまして、より大きな災害が起きることがいわれている中で、決算報告とは少し話がそれてしまうのですが、平成30年度事業計画の中では、よく言われております大規模災害発生時においても事業が適切に継続できるように、事業継続計画というものを法人レベルで作成に取り組みまして、今後大規模な災害が発生した場合

も、適切な対応と事業の安定した継続が図れるようにということで取り組んでまいりたいと思っています。

○武本評議員 ありがとうございます。

○事務局 先日の地震で阪神大震災を思い起こすことになりましたが、高槻の方でブロック塀が倒れたという事案もありまして、市の方で市の公共施設におけるブロック塀の調査があり、当法人の方でもそれに準じて、管内の施設を見て回りました。ブロック塀という形は1か所だけでしたが、基準を満たしており、頑丈な造りになっていましたので、報告をさせていただいているところです。それ以外の所でもコンクリートの基礎から立ち上げたものであり問題がなかったということに合わせてご報告をさせていただいています。

○樋口評議員 決算報告ですが1ページ目には29年度決算の総括ということで、29年度はこのような内容を行ったということが示してありますが、短期、中期の計画があるかとは思いますが、現在基本計画の中ないし第一次実施計画の期間中ではありますので、短期計画の中で29年度の決算の総括とすればどういった内容なのでしょう。要は中期計画や短期計画に沿って進んでいますよということなのか、こういった取り組みが計画上できていないということになるのか、その辺りを教えていただきたい。

○事務局 この報告の中にもありますように、計画に位置付けられた人事給与制度改革について単なる制度の改正ということではなくて、このことによって職員の皆さんが安心して職務に専念できるような体制づくりをすることが事業団の事業運営にプラスの部分を出していくことに取り組みました。これが第一歩でこれからこの制度を進める中で事業団の事業をさらに進めていこうということで、一定計画に基づいて進んでいると考えております。

○樋口評議員 わかりました。それと1ページの中で老人ホームの記載があるのですが、28年度の決算報告の中では、老人ホームについては建て替え等も視野に入れた整備の在り方について調査研究に着手しますといった内容の記載があります。29年度の総括の中にはその辺りの調査研究についての内容が書かれていないのですが、どういった内容になっていますか。

○事務局 老人ホームは老朽化しておりまして、課題になってきているところです。ご存じのとおり事業団の老人ホームは特別養護老人ホームと、養護老人ホームという2つの種類の施設が合築されたものです。特別養護老人ホームについては事業団としてどうしていくかということを考えていく必要があります。一方で養護老人ホームにつきましてはいわゆる措置施設、低所得であったり養護にあたるような方が入る施

設でありまして、ここについては市の意向も伺いながら考えていかなければいけないということで、この部分についてどうしていくかということは市と数回意見交換をしたという状況であります。なにぶん狭い敷地の中でどうしていくかということを考えなければなりませんし、併せて事業団として全体の事業をどうしていくかということも考える必要があり、その他事業も含めて検討を進めていきたいということで、具体的に設計という所までは至っておりません。

○理事長 総括的にご説明させていただきますと、今回の中長期経営計画を策定するにあたりましては、一方で老人ホームの建替えの問題と、職員の正規化、併せまして現在南野デイサービスセンターが入っておりますラスタホールの一部の譲渡を受けているという状況の中で、ラスタホールの改修にあたっては、事業団が譲渡を受けた床面積の部分の改修費用の負担ということも当然出てきますので、そのあたりのことを全体的に中長期経営計画では30年シミュレーションを行い、一定、30年の期間を持ちまして、1つは老人ホームの建替え、そしてラスタホールの負担、特に一番最初に手掛けました職員の正規化につきましては、その30年シミュレーションの中では単年度で申しますと支出の増になることは見据えまして、一定長期的な収支の見通しは押さえております。その辺りをきっちり担保していく為には、事業収入をきっちり確保していくということが課題になりますので、その時のことを少し具体的にどうやっていくか、老人ホームの建替えの問題につきましても、特別養護老人ホームは介護保険上の制度としてあるのですが、特に養護老人ホームにつきましては措置施設でございます。これは伊丹市が措置する施設でありますので、そういう施設の在り方も市と協議をしていく必要がある。そういうことで一定の財源負担の問題も含めて、協議の糸口を29年度は作ったということで、本格的には今年度以降その辺りの調整をしてきたいと考えております。ご理解をいただきたい。

○樋口評議員 分かりました。次に8ページですが、苦情解決システムという所で、表を見ましたら、他の所を見ても過去2～3年で合わせて数字が出ていますので、過去からの傾向が当然わかるのですが、この部分はたまたま今年度分しかないので、昨年度の分とみましたら、この苦情の件数はそれぞれ倍増しております。利用者数も多いですので、この数が絶対数としては小さいということだとは思いますが、たまたま倍増しているということもありますので、その辺りの内容を教えていただきたい。

○事務局 まずその倍増しているということに関してですが、元々当事業団の苦情解決システム自体が、運用を開始した時の趣旨が単なる苦情だけではなく、利用者様から日々寄せられるご意見、また現場でお聞きするご意見も、区分としては苦情ととらえて、積極的にそれを取り入れて、業務の改善ないしサービスの改善に努めましようということでやってまいりました。昨今そういう中でも少しずつ、苦情をしっかりと受け付け、記録して対策につなげるということの徹底が少し不十分になってい

たこともありまして、もう1度積極的に苦情ないしご意見を拾おうということで、取り組みを強化しましたことによる件数の増加とそのように見ております。ただ実際の内容としましては、多種多様なサービスを行っておりますので、その中での具体的なサービス対応について、例えば訪問介護事業所等であれば予定時間の遅れであるとか、デイサービスセンター等であれば同じく送迎の遅れであるとか、そういったことに対する苦情と、それぞれご利用様の持ち物利用物品に対しての取り違え等の苦情、また対応した職員への言動等に対する接遇的な面での苦情、主にそういったものが分析の中では出ておりまして、傾向としてははっきりしているということでございますので、今年度のことについては特にその辺りの対応策ということを具体的に進めようとしているところでございます。

○樋口評議員 このことについてはこれから研修等対応を取っていかれるということですね。昨年度と苦情が増えたということに関しては、ここに記載する基準が変わったということでしょうか。

○事務局 もう一度きっちりと拾いなおしましょうという取り組みを強めましたので、数としては増えているということになります。

○樋口評議員 分かりました。表記については3か年分列記されますので、そういった形で表記していただける方がこちらとしましてはありがたいかなと思います。それと最後になりますが、例えば19ページのデイサービスの所で、利用者数が減少しております。また24ページの訪問介護について、27ページの障がい者総合支援制度についても減少傾向にあります。そのようなところが散見されますが、そういったことに対して安定的な経営をしていくという観点から見た時にどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○事務局 樋口評議員ご指摘のとおり、通所、訪問事業について経年を比較してみますと、明らかに数字が下がってきております。それぞれの事業について、決算の分析等行っている中でも、非常に残念ながら単純に利用実績が減っているという部分が顕著に表れておりまして、それにつきましては特に当事業団は長年サービスを実施してきておりまして、特に通所介護、訪問系の事業は特に今は当初事業を始めたころから比較しまして事業所数をはじめ、非常にたくさんの事業所が事業展開するようになっております。またサービス内容についても、近年介護保険事業所だけではなく、株式会社、民間業者も参入してくる中で、やはりサービス内容にも見直す必要があるところがかなり出てきているのではないかと認識しております。急激な数字の回復という対応はすぐに見込めないかもしれませんが、根本的にサービス内容の在り方を今のご利用のニーズに合った形で見直していくことにも具体的に取り組みながら、根本的にご利用をいただけるサービスに向けて改善していけるよう進めていきたいと思っております。特に今年度についてはその辺りを事業ごとに、細



かく具体的な取り組みの計画を立てまして、現在進めておりますので、そういったことで利用実績等の結果につなげていきたいと考えております。

○樋口評議員 申し訳ありません。最後に、35ページの老人ホームの記載の中の一番最後の部分で、桃寿園診療所では、診療科目を、従来の内科、皮膚科に加え、精神科、泌尿器科を新設し、ということになっておりますが、下の表では桃寿園の利用者さんは50名ということになっておりますが、こういった利用者さんのニーズや希望に対して、精神科、泌尿器科を新設しているということに理解できない部分がありまして、具体的にはどういった理由なのでしょう。

○事務局 精神科につきましては養護老人ホーム松風園も50床なのですが、外部の精神科にかかっておられる方が多数いらっしゃいます、個人で通院されている方もいらっしゃいます。職員が付き添って受診しなければいけない方も多くいらっしゃいます。そのようなことから精神科の先生にお越しいただきまして、診療所の方で診察していただくということで、利用者様にとっても職員にとってもかなり負担の軽減になるということになっております。

○樋口評議員 ということは、これは園の方へ先生に来ていただいて受診する体制をとったということでしょうか。それまでは利用者さんが、病院に行かれて受診されていたということ、事業団として費用を負担して先生を園の方にお呼びしているということでしょうか。

○事務局 費用の方は嘱託医として一定お支払いはさせていただいています。その費用と職員が付き添いなどにとられる時間の費用対効果を考えました時に、先生にお越しいただく方が費用対効果が高いという判断でそのようにさせていただいています。

○樋口評議員 分かりました。

○議長 今まで事業報告の方のご質問が多かったですが、決算報告の方は決議事項ですので、そこにはご質問はありませんか。

○樋口評議員 今回この評議員会用の説明資料をいただきましたので、その中で人件費比率が70%を超えたということで、この比率についてはいわゆる社会福祉法人の平均値との比較でみた場合、いずれにしても全国的な社会福祉法人の人件費比率より当事業団は高いということになっております。これをこれからどうしていくのか。これは将来的に見て全国平均並みに下げたいという方法を目指されるのか、事業団は非常に事業体が多い中で、これについては事業形態上やむを得ないことなのか、その辺りがよくわかりませんので教えていただきたい。

○理事長 　少し整理してご説明させていただきたい。伊丹市の外郭団体として、伊丹市社会福祉事業団が設立をされて30年を迎えました。給与体系、制度は市に準じた形で適用されてきました。そのような中で25年くらいは一定、介護職員の非正規いわゆる月額契約社員等で働いている方が一定数おられたので、正規雇用率を高めなくても職員の採用ができたということが現状としてあったということがあります。しかし昨今、介護人材が非常に不足している中で、やはり正規雇用というのはこの法人でもやっておりますし、そのような中で我々が、伊丹市の退職金制度も含めて給与制度を使っていけば、非正規の職員が多いときは、人件費比率は65%で推移していたのですが、非正規の職員で採用が難しくなり、正規職員の採用に切り替えたという時点から68%程度にあがってきております。正規職員採用を続けていきますと、今までの給与制度、退職金制度では収支状況を考えた時に人件費の比率が非常に高くなります。そういうことを踏まえたうえで、今回一定の正規化を行いました。そのことはすなわち新しい給料表を作成する、新しい退職金制度を作る、そして新しい働き方をまずルール化をすること、その辺りのことをトータルで決めて、今回29年度10月からの正規職員化に踏み切りました。そういうことですので、29年度の人件費比率72%というのは前年度よりも高くなっておりますけれども、これは先ほどから申しますように、事業収入を正規化した職員によって増やしていく。もう一つは働き方も合わせて、正規職員としての働き方をさせていただくというわけですから、そこは要員定数と配置のことも一定考慮しながら人件費を考えていくということを思っております。過渡期的な状況で単年度を見ますとこのような数字になっておりますが、この後、退職金制度も変わりましたので、退職金の積み立ても含めて、少しこのカーブが平準化されることになるのではないかとこのように予測を立てております。ですから冒頭のご挨拶でも申し上げましたように、そこは固定経費ですので急に下がるということは考えられませんので、そこは長期的な見通しを立てる中で、給与制度を変えたということになります。そこは少し、中期的な見通しの中でご判断をいただければと思います。

○議長 　他に何かございますでしょうか。

それぞれ評議員さんにはたくさんのご意見をいただきありがとうございます。他に特にないようでございますので、承認と議決が混ざっておりますので、各報告、議案ごとに採決を諮らせていただきます。はじめに、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」は承認されました。次に、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原

案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決しました。

次に、報告第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は、承認ということによろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、報告第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は承認されました。

次に、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案書の4～5ページ目と最初にお配りさせていただいております新旧対照表をご覧ください。それでは、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

当規則は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等、すなわち、理事、監事及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めたものでございます。

当規則第2条の第1号で、「役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。」と規定し、また、第3条第4項で、「常勤役員以外の役員等の報酬は、別表第2のとおり」と規定しております。

そこで、本日お配りしております、議案第2号別紙の新旧対照表をご覧ください。別表第2では、常勤役以外の役員の日額報酬額を10,700円と定めているところですが、ご覧のとおり、現在の規定には「等」が抜けておりますことから、結果として評議員が抜けていることとなっていることにつきまして、「等」を加える、すなわち評議員を加えるという改正を行おうとするものでございます。

以上が、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明でございます。

○議長

説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

[質疑]

○議 長 特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決しました。以上をもちまして本日の議事は終了とさせていただきます。この他にはよろしいでしょうか。

○事務局 事務連絡が1点ございます。4月に皆さま方にはお伝えしております通り、当事業団の30周年記念式典を、10月6日（土）にスワンホールで開催いたしますことを改めてご案内申し上げます。時間は11時頃の開始を予定しておりますが、詳細につきましては決定次第、改めて正式にご案内させていただきますので、ご予定の程、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 評議員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の評議員会は閉会といたします。本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時20分に閉会した。  
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成30年 6月23日

議 長 小 山 達 也

議事録署名人 武 本 夕香子

議事録署名人 迫 田 博 幸

議事録作成者 賤 間 法 生